第６回（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン
策定会議・庁内策定部会合同会議

次第

日　時：平成２３年１２月２２日（木）
　　午前９時３０分～
場　所：白井市役所４階大会議室

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　題

１．白井市の市民参加・協働の現状と課題のまとめについて（見直し結果）

２．（仮称）市民参加・協働のまちづくりプランによって目指す姿について

３．市民参加・協働を推進するための施策・しくみについて

４．その他

４　閉　　会

（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン
（たたき台）

目　次

第１章　プラン策定の背景　～今、なぜ市民参加・協働なのか～
１．策定の背景　1
（１）市民ニーズ（要望）の多様化・高度化　1
（２）安全・安心への関心の高まり　1
（３）高齢化の進展と財政　2
（４）市民による公共サービスの担い手と市民自治　3

第２章　プランの基本方針
１．白井市における市民参加・協働の流れ　5
（１）市民参加条例制定に向けた取り組み　5
（２）市民参加の条例制定後の取り組み　6
２．策定の目的と位置付け　7
３．計画期間　7

第３章　白井市の市民参加・協働の現状と課題
１．市民の市民参加・協働の現状　9
（１）市民の意識　9
（２）市民の取り組み　10
２．行政の市民参加・協働の現状と課題　12
（１）行政への市民参加・協働参加を高める取り組み　13
（２）地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み　15
（３）協働のしくみへの市民参加を高める取り組み　19

第４章　プランの策定と白井市の目指す姿
１．白井市が市民参加・協働で目指す姿　21
２．白井市が目指す市民参加・協働とは　23
（１）市民参加・協働の定義　（市民参加条例を引用）　23
（２）協働の領域　24
（３）市民参加・協働に適した分野や事業の洗い出し　27
（４）市民参加・協働の形態　28
３．　協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割　31
（１）市民一人ひとりの役割　31
（２）地域コミュニティの役割　31
（３）市民活動団体（ボランティア団体、ＮＰＯ）の役割　32
（４）事業者の役割　32
（５）市の役割　32

第５章　プランの構成
１．施策体系と推進方針
２．総合計画後期基本計画における市民参加・協働の位置付け
３．白井市第４次総合計画後期基本計画第一次実施計画における
市民参加・協働の概要

第６章　市民参加・協働を着実に進めるための市の施策としくみ　12/22検討
１．「市民が参加できるまち」に向けた施策としくみ
２．「地域コミュニティを豊かなまち」に向けた施策としくみ
３．「市民協働のまち」に向けた施策としくみ

第７章　プランの展開

第１章　プラン策定の背景　～今、なぜ市民参加・協働なのか～

平成12（2000） 年に、地方分権一括法が施行されたことにより、自治体は、自らの責任と判断のもと、地域や住民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。

地方分権を進めるためには、自治体としての政策能力の向上はもとより、市民一人ひとりが主体的、自律的に物事を考え、決定し、行動する市民自治をどれだけ確立し、発展させていくのかが重要となっています。

１．策定の背景

（１）市民ニーズ（要望）の多様化・高度化

成熟化社会を迎え、市民のライフスタイル（生活様式）や価値観の変化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、十分に市民のニーズ（要望）に対応できなくなってきました。

また、核家族化や共働き世帯の増加などの要因により、子育てや介護における行政サービスの需要が拡大しています。

（２）安全・安心への関心の高まり

３月１１日に発生した東日本大震災では、多くの尊い人命が失われました。災害から自分の身や大切な家族、近隣の人たちを守るためには、住民一人ひとりが自らの身を守る「自助」や地域で助け合う「共助」が欠かせません。

東日本大震災や阪神・淡路大震災により、自主的な防災意識や自治会・地域の役割の重要性が再認識されています。

また、近年の犯罪の増加傾向に伴い、市民の安心な暮らしに対する要求も高まっています。これからは、自治会や市民団体などと連携協力して防犯体制を構築する必要があります。

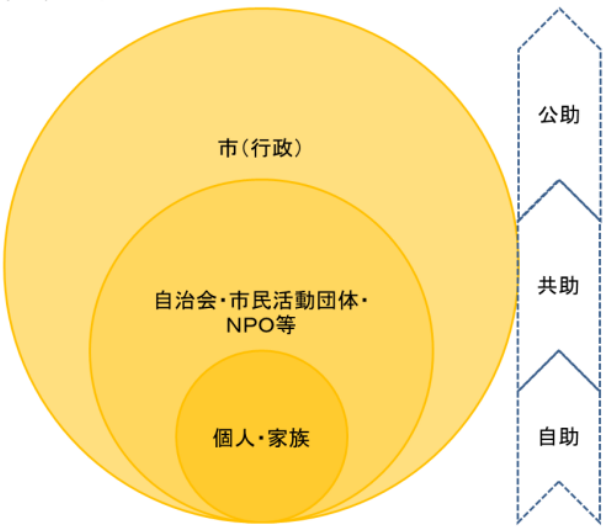

（３）高齢化の進展と財政

白井市における人口は、ニュータウンの開発により年々増加しておりますが、特に近年は冨士地区や西白井地区などの住宅開発も進展したことから、平成17年から平成22年までの5年間における人口増加率は１８．１％と全国で4番の高水準であり、子育て世代を中心に急速に人口が増加しています。

その一方で３０年前に転入した千葉ニュータウン開発初期の入居者の中心年齢層が退職を迎えることから、税収について減少が見込まれます。

高齢者の増加に伴い、医療費などの扶助費の増加をはじめ、子どもの増加に伴う子育て支援や学校教育の充実などの教育費の増加も見込まれ財政負担が高まることが予想されます。

今後ますます行政運営が難しくなってきます。

年齢３区分別人口構成割合

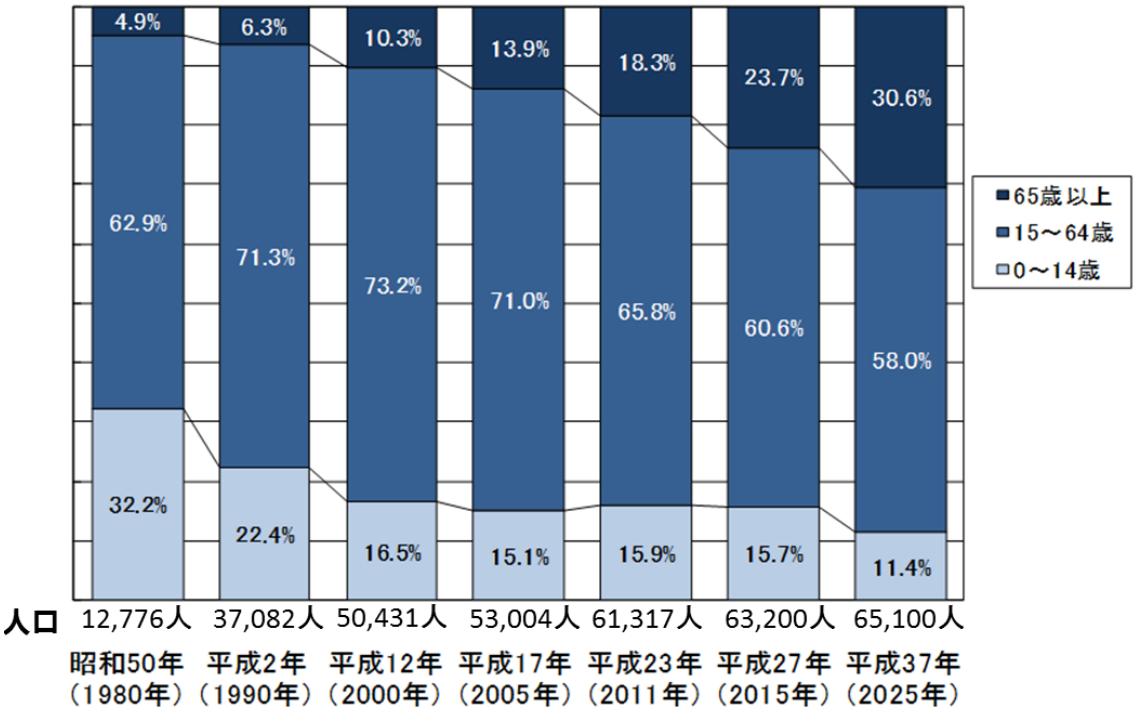

出典：白井市総合計画　白井市の年齢構成

平成27年以降は推定データに基づきます。また、平成23年の人口データについては直近のデータとしています。

（４）市民による公共サービスの担い手と市民自治

阪神・淡路大震災を契機に地域活動やボランティア・市民活動などの参加意識が高まり、これらの取り組みを通じて、市民一人ひとりに「自分達のまちのことは、自分達で決める」という市民自治のまちづくりの意識が芽生えつつあります。

特に先日の東日本大震災では、自治会などの地域団体や市民活動団体（ボランティア・NPO）が避難所の運営や復興まちづくり計画などで果たした役割は非常に大きなものでした。

地方分権が進む中で、従来のように行政が単独で公共サービスを担うのではなく、自治会をはじめとする地域コミュニティや、ＮＰＯやボランティア団体などの市民活動団体、事業者などの様々なまちづくりの主体が、公共サービスの担い手として期待されています。

また、これらのまちづくりの主体と行政がそれぞれの特性を活かした適切な役割分担によって連携し、公共サービスを支えていくためのしくみづくりが必要です。

扉絵

第２章　プランの基本方針

白井市では、これまでも「まちづくり条例」や「市民参加条例」などのルールや推進組織づくりを行うとともに、「第４次総合計画」（平成１８年～２７年度）の１０年間において、市民参加・協働の視点により各種の施策や事業を推進しています。

今後も更なる市民参加・協働を推進するための取り組みと環境づくりが求められていることから、（仮称）市民参加・協働のまちづくりプランを策定し、計画的に市民参加・協働を推進します。

１．白井市における市民参加・協働の取り組み

（１）市民参加条例制定に向けた取り組み（平成9年～平成16年）

平成　８年　４月　「白井町第3次総合計画」において住民参加を規定
平成１１年　４月　「都市マスタープラン」を市民参加で策定
平成１１年１０月　行政運営の透明性を高めるため「情報公開制度」実施
平成１１年１１月　「連携・協働のまちづくり」を広報しろいにて表明
平成１２年　９月　連携・協働型の市政を検討するための審議会として、「白井町住民参加検討懇話会」を設置
平成１３年　３月　白井町住民参加検討懇話会が、町長に提言書を提出「連携・協働型市政への道～よりよき住民参加のために～」
平成１３年　３月　「環境基本計画」を市民参加で策定
平成１３年　４月　「第３次総合計画後期基本計画」を市民参加で策定市の将来像を「住民参加で快適な健康文化都市」に
平成１５年　６月　市民参加の基本的な考え方、基本ルールを定めた「住民参加指針」を策定
平成１５年　８月　市民参加を更に推進するための組織として、公募市民４１人による市民会議「白井市100人会議」設置
平成１５年１１月　市民活動と市民活動推進センター情報を市民に伝えるため「市民活動情報紙フロンティア」を発行
平成１５年１２月　市民活動の推進拠点として「市民活動推進センター」設置
平成１６年　３月　市民参加のルールによるまちづくりを推進するため、「白井市まちづくり条例」を制定
平成１６年　４月　市として横断的に市民参加を推進するため「市民参加推進課」設置

平成１６年　６月　行政への市民参加の考え方、市民参加の方法、評価、推進体制などを規定した「白井市市民参加条例」を制定し、同月施行

（2）市民参加の条例制定後の取り組み（平成16年～平成23年）

平成１６年１０月　「白井市まちづくり条例」施行
平成１６年１１月　市民参加条例に基づき、市民参加の実施状況の評価と市民参加の拡充のために「市民参加推進会議」を設置
平成１７年　１月　市民の企画による市民参加の取り組みを推進する「市民まちづくりフォーラム」の開催
平成１７年　６月　充実した生活の実現と市民参加によるまちづくりを推進するため健康生活学部、福寿学部、まちづくり学部の3学部からなる「市民大学校」を開設
平成１８年　４月　「白井市第４次総合計画」において、「市民参加・協働」を計画推進の柱として推進
平成１９年　７月　市民活動の報告と市民ＰＲを兼ねて、第１回「市民活動まつり」を開催。（以後、毎年開催）
平成２０年　５月　「第２期市民参加推進会議」を設置
平成２２年　３月　市民参加の項目を作成し、委員の募集、会議の公開、パブリックコメントについて一覧化するため、市ホームページ改訂
平成２２年　４月　市民活動を更に進めるため市民活動推進センターを登録団体で構成される市民活動推進センター運営協議会に委託
平成２３年　４月　市民協働を推進するため「市民参加推進課」を「市民活動支援課」に組織改編
平成２３年　７月　「第３期市民参加推進会議」を設置
平成２３年　７月　「市民参加・協働のまちづくりプラン」策定開始

2．策定の目的と位置付け

白井市では、市の将来像である「市民と築く安心で健康なまち　しろい」を実現するため、平成１８年度から平成２７年度までの１０年間の第４次白井市総合計画を策定し、その中間年度である平成２３年度から第４次総合計画後期基本計画により様々な施策や事業を展開してします。

この第４次総合計画における具体的な事業を「市民参加・協働」の視点で捉え、推進していくために市民参加・協働のまちづくりプランを策定し、市民参加・協働の「道しるべ（ロードマップ）」と位置付けます。

プランによる総合計画推進のイメージ

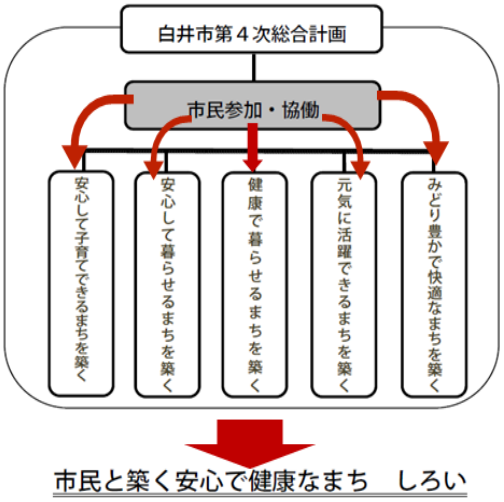

プランの策定により、総合計画で示した市民参加・協働の取り組みを強めます。

3．計画期間

第４次総合計画は、平成１８年（２００６）年度を初年度とし平成２７（２０１５）年度を目標年度とする１０ヵ年度計画です。

このプランの計画期間は、第4次総合計画後期基本計画と整合性を図り、平成２4年（２０１２年）度から平成２７年（２０１５年）度までを実施の目途とします。

プランの見直しについては、今後の協働の取り組み状況や社会情勢等を踏まえ、後期本計画第１次実施計画上の事業については、第２次実施計画の初年度にあたる平成26年（2014年）を目途に見直します。

また、プランの推進施策などについては、市が毎年実施する事務事業評価と併せて見直します。

（仮称）市民参加・協働のまちづくりプランの４つの柱

① 現状と課題

＊市民参加・協働を計画的に実施し、更に市民参加・協働を進めるためには、白井市における市民参加・協働の現状と課題を知ることが必要です。

② 理解と推進

＊市民参加・協働が活発に行われることで、市民と行政がお互いに異なる考え方や手法を学ぶ機会を得られることから、市民参加・協働の理解が深まり、市の事業の見直しや職員の意識改革のきっかけとします。

③ 実効性（具体的施策）

＊第４次総合計画後期基本計画第１次実施計画（平成２３年度平成25年度まで）の全ての事業を市民参加・協働の視点で洗い出して公開することで、実施計画の実効性を高めます。

④ 推進体制

＊事業を実施する際に、市民が市民参加・協働の視点から事業に関与できるしくみとともに、市民が市民同士で連携できるしくみをつくり、市民参加・協働を更に推進します。

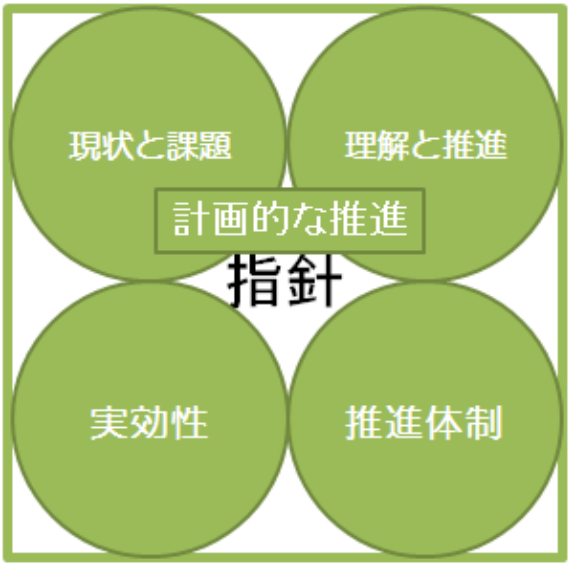

第３章　白井市の市民参加・協働の現状と課題

白井市の市民参加・協働の現状と課題について次の通り整理しました。

１．市民の市民参加・協働の現状

（１）市民の意識

平成 20 年に実施した「健康に関するアンケート」、平成 21 年に実施した「第 12 回住民意識調査」、平成 22 年に実施した「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査」における市民の市民活動への関心についてのアンケートから、明らかになっていることとして、自治会を中心とした地縁活動とゴミゼロ運動などの活動事業については、活動の参加経験者が非常に多いことがわかります。

しかし、その一方で、過去に活動していたものの、現在活動をしていないという人も、非常に多い傾向にあることも明らかになっています。

白井市の約 8 割の自治会等で、会長などの役員の任期が 1 年であることから推測されることとして、自治会役員などの任期の間は活動を実施するものの役員を退くと自治会活動自体に積極的に参加しなくなることが考えられます。

また、意識として、市民活動の分野については、非常に大切であるという意識をもつ市民が多い一方で、活動をしている人は、自治会等の地縁団体を除く市民活動については参加自体が総じて非常に少ないことがわかります。

世代ごとの市民活動の参加を見ると、年齢が高齢であるほど市民活動を経験した人が多く、若い人ほど少ないことがわかります。それぞれの市民活動ではシニア層が中心である傾向が表れています。

▼それぞれのアンケートの結果は、参考資料（P●●～）のとおりです。

（2）市民の取り組み

自治会や地区社会福祉協議会などは、地域での取り組みとして、防災・防犯や地域福祉、住民同士の交流など各種のイベントを実施する一方、災害時要援護者への対応や防犯など広域的な地域課題について対応するため、一部の自治会では、小学校区単位で、自治会長の話し合いを開催しています。

また、市民団体や NPO などは、環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流などさまざまなテーマで、専門性を活かした市民による公益的な市民活動の取り組みを広げています。

これらの取り組みを通じて、市民の中には、「市民自らが地域の課題を考え主体的に解決していく」という意識が芽生えつつあるとともに、地域におけるまちづくりの必要性が認識されつつあります。

〈主な市民の取り組み〉

①自治会・町会等（地縁組織）

住み良い地域社会を目指し、市内それぞれで活動しています。
平成 23 年 12 月現在 93 の自治会・町会・区・管理組合が結成されており会員世帯数は 15,758 世帯で、加入率は全体で約 67.8%です。

【主な活動】
- 生活の場をみんなでよくする活動
- 交流・ふれあいの場づくり、
- 地域課題の解決に向けた活動
- 行政との協働への活動　など

自治会加入率の推移

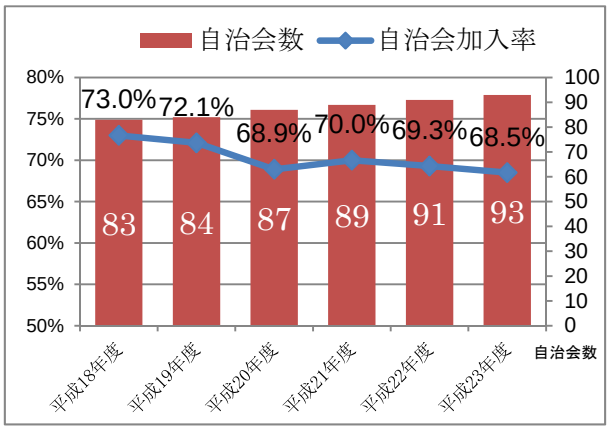

県内市町村の自治会加入率と高齢化率一覧

市町村名	自治会加入率	高齢化率 ()内県内順位(若い順)
船橋市	76.0%	19.5% （ 9 位）
松戸市	73.5%	19.9% （12 位）
柏市	74.0%	23.5% （10 位）
我孫子市	74.0%	22.9% （26 位）
習志野市	71.0%	19.2% （ 8 位）
流山市	71.0%	20.5% （15 位）
鎌ケ谷市	70.0%	21.3% （18 位）
白井市	67.8%	17.7% （ 5 位）
印西市	69.2%	15.9% （ 2 位）
市川市	63.0%	16.9% （ 3 位）
浦安市	52.0%	11.9% （ 1 位）
成田市	59.1%	17.1% （ 4 位）

②自治会連絡協議会

地域の課題解決に向けて一部の自治会では、地域における自治会の連絡協議会を設置し、地域の情報を共有し、連携して夏祭りなどのイベントや地域の防犯・清掃活動に取り組んでいます。

【主な活動】

防災・防犯など

③地区社会福祉協議会

少子高齢化等さまざまな福祉ニーズに応えるため、市内 7 地区に分けて、地域の実情にあった地域福祉を推進している。

【主な活動】

ふれあい食事会、いきいきサロン、子育て支援など。

④PTA・子ども会活動

市内の小中学校それぞれの PTA 活動は学校の活動のみならず、地域の防犯活動や市や様々な団体と連携して子ども事業に取り組んでいます。

また、子ども会活動を通じて、地域の子どもの教育を担っています。

【主な活動】

防犯、子どもの見守りなど。

⑤市民活動団体

市民の自発性・自立性に基づいて、広く社会一般の利益を目的とした（公益的）活動を継続的に行っている団体で、平成 23 年 12 月現在、市民活動推進センターに 53 団体が登録しています。

【主な活動】

福祉、まちづくり、環境、国際協力など。

⑤市民個人

〇市民が個人的に行うボランティア活動

【主な活動】防犯活動や福祉活動、清掃・美化活動など。

〇市等が委嘱し、市民が市等へ事業協力を行い、社会貢献活動を実践する活動

【主な活動】民生委員・児童委員、防犯指導員、生活環境指導員、食生活改善推進員、母子保健推進員、など

2. 行政の市民参加・協働の現状と課題

市は、平成１６年にまちづくり条例と市民参加条例を制定し、情報発信、体制づくり、拠点づくり、ルールづくり、財政支援の5つの方法で市民参加・協働を推進しています。

白井市の市民参加・協働の現状を整理するにあたり、①行政への市民参加、②地域コミュニティの市民参加、③行政と地域や市民が協働するための市民参加の観点から、次の通り整理しました。

５つの方法と３つの視点の関係イメージ図

（1）行政への市民参加を高める取り組み

【現状】

- 市では、千葉県内でいち早く、市民主体のまちづくりを推進するために、平成 16 年３月に「まちづくり条例」を、平成 16 年６月に「市民参加条例」を施行し、ルールによる行政への市民参加のまちづくりを推進しています。
- 市では、市政の情報発信として、広報しろいを月２回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布するとともに、メールマガジンを通じて、様々な行政情報を迅速に提供しています。
- 審議会などの会議は原則公開し、その会議録は市役所１階の情報公開コーナーや市ホームページなどで公開するとともに、市議会のインターネット中継やなるほど行政講座（出前講座）の開催などわかりやすい言葉での市政情報を提供しています。
- 市長とのミニ懇談会などを通じて、市民や団体と市政運営に関する意見交換を実施しています。
- 市民参加推進会議を設置し、市民の視点で行政への市民参加について実施状況を毎年評価するとともに市民参加の拡充のための検討を行っています。

【問題点】

- 市民の市の情報の入手先として、広報しろい8割弱、議会だより2割弱、その他市広報物、市ホームページ1割強という状態であり、広報しろい以外の情報提供の方法は、利用者が少ない状態であり、今後情報化の推進に伴い、ホームページの活用と充実が求められます。

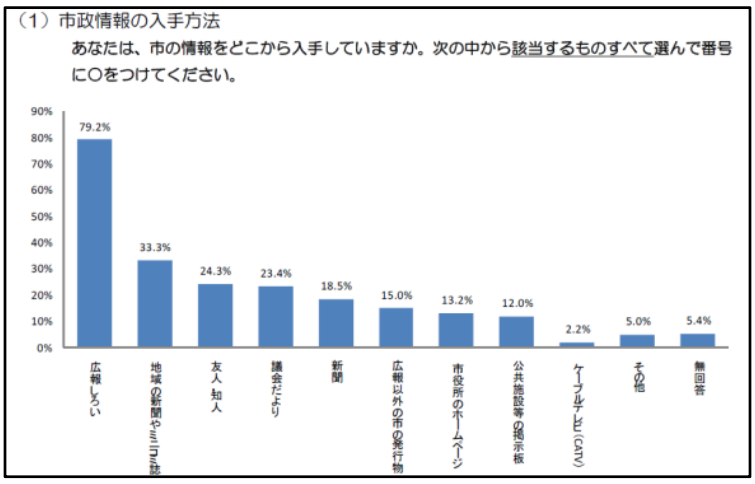

出典：第 12 回住民意識調査

- 市の情報発信による情報の多くがお知らせや結果の報告であることから、市民に提供した行政情報が、うまく市民に活用されていないということがあります。
- 市民にとって必要な情報の提供方法についての統一的なルールがないことや、市の情報の発信について一元化が図れていないなど指摘されています。
- アンケートや市の様々な事業の参加状況からも明らかですが、若い層を中心に市民参加制度や協働のまちづくりに関する関心度や参加状況が少ない状況です。
- 行政に参加する市民が固定化して、また、市民活動に参加する市民の割合も低い傾向にあります。

【課題と方向性】

●情報発信を充実させます。

広報しろいやホームページなどの情報発信の内容について、市民が分かりやすくなるための工夫をするとともに、市の情報の管理体制を一元化します。

●市民参加・協働参加の機会を拡充します。

平成１６年に市民参加条例が制定されてから、７年が経過し、市は行政への市民参加に取り組んでいます。今後もより広く市民意見を市政に反映できるよう、計画立案、実施段階、評価段階への市民参加の機会を拡充します。

●市民参加の制度の研究を行います。

市民が、行政や市民・地域活動へ参加しやすくなるように、市民参加制度の充実・改善に向けて先進的な市民参加制度の研究を行い、市への導入を図ります。

●行政活動についての意識の向上を図ります。

市民が、行政参加をする時は、全体の利益を考えながら、参加することが求められています。市は、行政活動について市民が学習する機会をつくります。

●市民と行政の役割分担を明らかにする対話の環境を整備します。

市民参加のためには、あらかじめ議論と対話により、お互いの目的を共有し、役割、責任を明確にすることが必要です。お互いが持つ情報について、対話を行うことができる環境の整備を行います。

●職員の意識改革と養成を行います。

職員全員に市民参加・協働によるまちづくりについて考え、行動することができるよう、今後とも職員研修会など通じて意識改革を行います。

市と地域をつなぐ協働のコーディネーターとして専門的な知識や技能を持った職員の養成を行います。

（２）地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み

【現状】

- 地区コミュニティの拠点となる複合機能を持ったコミュニティセンターなどの施設の整備をしています。
- 各小学校区の自治会長などが、それぞれの地域課題について意見交換をすることで、市民間の広域の連携意識を深めるきっかけづくりをしています。
- 自治会・町会の活動に対して、情報提供や活動費補助など運営支援を実施しています。自治会への補助額については、加入世帯１戸あたりにつき８５０円補助しています。

【問題点】

- 市民と市の職員が情報共有し、意見交換を活発にする機会を増やすことが求められています。
- 地縁団体や市民公益活動団体は、活動について、お互いの情報交換や連携がまだまだ希薄な状態です。
- 地縁団体は自らの地域を自らの活動で住み良い地域社会を構築するための基本的な組織ですが、コミュニティ意識の希薄化や会員等の高齢化などの理由により、それぞれの自治会の会員加入率は、年々減少傾向にあり、地域活動に参加する市民が固定化しつつあります。
- 地域に対しての市の方針が不明瞭で、実効性が少ないため、市と連携して地域で活動するしくみがないことが指摘されています。
- 市が、市民や事業者と市民参加・協働により事業を実施するにあたり、双方ともに役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

【課題と方向性】

●コミュニティ意識の向上を図ります。

市民が、地域コミュニティ意識を高めるために地域について学習する機会をつくります。

●様々な主体が市民・地域活動に参加できるようにします。

市は、市民参加条例の取り組みにより、市民の行政活動への参加を推進しています。今後は、行政活動への参加に加えて、市民活動やボランティアなどのテーマ型活動や、自治会活動や地区社会福協議会の活動などの地縁型活動への参加を推進します。

●協働のコーディネーターとなる市民を育成します。

市が関与しない市民活動団体同士や市民活動団体と地縁型活動を行う地域コミュニティ団体が参加により連携を行うためには、コーディネート機能を担う中間支援機能を持つ組織や市民が必要です。中間支援機能を持つ組織や市民を育成します。

●地域の課題解決のため自治会をつなげます。

小学校区などの広域な区域において、自治会を中心とした様々な団体が集まることで、地域を良く知る団体のネットワーク化が図れ、地域の課題解決のきっかけとなります。

●テーマ型活動団体との交流による自治会活動の活性化を図ります。

自治会の活動は、今まで以上に会員のニーズに即した活動が必要です。市民活動団体のような地域に拠らないテーマ型活動団体が地域で活動をすることを促すことで、自治会活動を活性化させます。

●事業者が地域コミュニティや市民活動への参加できるきっかけをつくります。

事業者が、地域の一員として地域コミュニティや市民活動団体、行政と交流を深めるためのきっかけづくりを市が作ります。

●地域型コミュニティの特徴を踏まえた地域のあり方を検討します。

白井市における地域型コミュニティの性格は、大きく分けて①都市型コミュニティ、②農村型コミュニティ、③農村・都市共生型コミュニティと3つあります。この特徴を踏まえ、地域のコミュニティの特性や資源を活かしながら、自治会などの地縁型活動団体、市民活動団体などのテーマ型活動団体、行政との連携を図り、協働によるまちづくりを推進します。

①都市型コミュニティ

＊個人を中心として、地域の課題について、様々な団体が関連のあるときのみつながる地域コミュニティで、白井市においては、ニュータウン地区の地域コミュニティの性格です。

＊異なる「個人」を中心としているので、ルールや規定が多いですが、新規の加入は比較的容易です。

＊地域の課題でつながるので、課題が活動の中心です。また、課題によって地域のエリアの面積が変動するため、課題における課題のある地域としてのまとまりは非常に強いです、個別の自治会単位など一定の地域でのまとまりは弱い傾向があります。

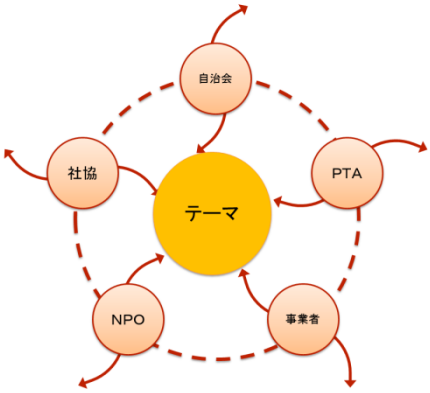

②農村型コミュニティ

＊地縁や血縁により、個人がゆるやかにつながった状態で、白井市においては、第一小学校区や第二小学校区の地域コミュニティの性格です。

＊地域の年中行事や寺社・神社の祭礼などの行事により、ゆるやかにつながっているので、ルールや禁止規定は少ないですが、前例や慣習が踏襲される傾向があるので、自治会への新規加入者の心理的なハードルが高い傾向があります。

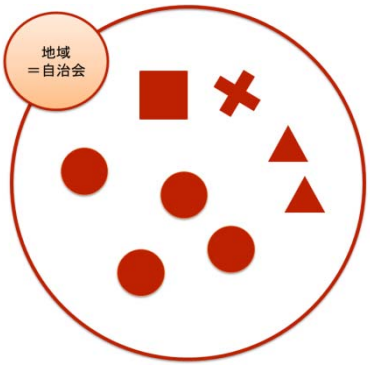

＊地域全体を統括する視点が大きく、自治会単位を中心として内部に様々な団体（子ども会・消防団）が参加するため、地域としてまとまりがありますが、自治会外部のテーマ型活動との連携が弱い傾向があります。

③農村・都市共生型コミュニティ

＊都市型コミュニティと農村型コミュニティの両方の性格を持ち合わせる地域で、白井市においては、冨士地区などの地域コミュニティの性格です。

＊冨士地区以外でも、開発に伴い人口の増加により農村型コミュニティに地縁、血縁を持たない自治会員が増加している地域や、初期のニュータウン入居者を中心に地縁化しつつある地域などにおいても見られます。

＊地縁型の活動もテーマ型の活動も盛んですが、地域の中にテーマ型活動と地縁型活動の組織が混在しており、それぞれの目的が異なるので、お互いの連携の意識が不足しがちです。

（３）協働のしくみへの市民参加を高める取り組み

【現状】

- 市民主体のまちづくりを推進するため、平成 16 年３月に「まちづくり条例」を、平成 16 年６月に「市民参加条例」を施行し、市民参加の仕組みづくりを構築しています。
- 市民活動団体の拠点施設として、平成 15 年 12 月に「市民活動推進センター」を開設しています。
- 第４次総合計画を総合的に進めるため、市民参加・協働を計画推進の柱に位置付け、市全体で市民参加・協働を推進しています。
- 市民参加・協働を横断的・総合的に推進するため、平成 16 年度に「市民参加推進課」を設置しています。また、平成 23 年度には、更に市民との協働を進めるため「市民活動支援課」に改め体制を強化しています。
- 公益活動を行う市民団体を支援するため、平成19年度に財政的な支援制度として「市民団体活動支援補助金」を創設（提案型）しています。

【問題点】

- まちづくり条例、市民参加条例ともに、対象件数が少ない状態です。また、制度が広く、市民に浸透していない傾向です。
- 「市民活動推進センター」に対しての市の考え方が明確でないことから、市民活動推進センターの役割が曖昧であるとの指摘があります。
- 市民参加・協働についての理解の必要性について、市民、職員双方ともに高めていく必要がります。
- 協働については、協働を行うことが目的化してしまい、評価・見直しまでのしくみができていません。
- 市民団体、地域、行政の役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

【課題と方向性】

●協働のしくみづくりを検討します。

環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまテーマにより専門性を活かした公益的な市民活動が増えてきており、今後は、市民との協働のまちづくりを進めるための総合的なしくみづくりに取り組みます。

●協働のモデルづくりを行います。

市民、地域、事業者と市の市民参加・協働の効果が非常に高い事業をモデル的に実践します。

●市民活動支援センター機能を充実させます。

「市民活動推進センター」の役割の明確化と機能の充実のため、中間支援機能の強化を行い、個人、ボランティア団体や地域コミュニティ団体との相互の連携機能を強化した市民活動支援のための性格を加えます。

●提案型協働事業を創設します。

協働と行政改革の観点から市が実施している事業について、民間事業者や市民団体等からの事業提案をしてもらい、その事業内容が実施できる場合は、その業務の公募を行い、費用対効果と協働の効果双方の観点から検討を行ったうえで、委託化を含めて、市の事業の範囲を見直す制度を創設します。

●協働の評価を行います。

協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準に沿って評価し、見直すしくみを整備します。

第４章　プランの策定と白井市の目指す姿

白井市では、第４次総合計画において、「市民と築く安心で健康なまちしろい」を白井市の将来像として設定し、子どもから大人までまちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージして、「つなげよう！人と笑顔、地域の輪」をサブスローガンとしています。

市民が強く望む安全で安心なまちづくりをつくるためには、市民の積極的な市民参加が必要です。また、事業の実施にあたっては、地域主体の市民参加・協働によるまちづくりにより実現することとしています。

１．白井市が市民参加・協働で目指す姿

これまでの市民参加・協働の取り組みを大切にしながら、このプランでの現状と課題を踏まえ、更なる市民参加・協働を進めるため、「〇〇〇」を基本とした市民自治のまちを目指します。

市民が参加できるまち

更に市民が行政活動に参加できるように計画立案段階、実施段階、評価段階などへの市民参加の機会を拡充します。

また、市民、市民活動団体、事業者などが地域社会を良くするための地域活動に積極的に参加するまちづくりを目指します。

地域コミュニティ豊かなまち

自治会や地区社会福祉協議会、自主防災組織、市民活動団体、事業者などが一体となって、地域で連携・協力しながら、地域コミュニティを豊かにしていきます。

市民協働のまち

市民、市民活動団体、事業者、市が、情報と目的を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、信頼関係を築きながら、協働によるまちづくりを目指します。

市民と市が、お互いの意見や対話を通じて、市民参加・協働を計画的に推進していきます。

現行の市民参加・協働のイメージ

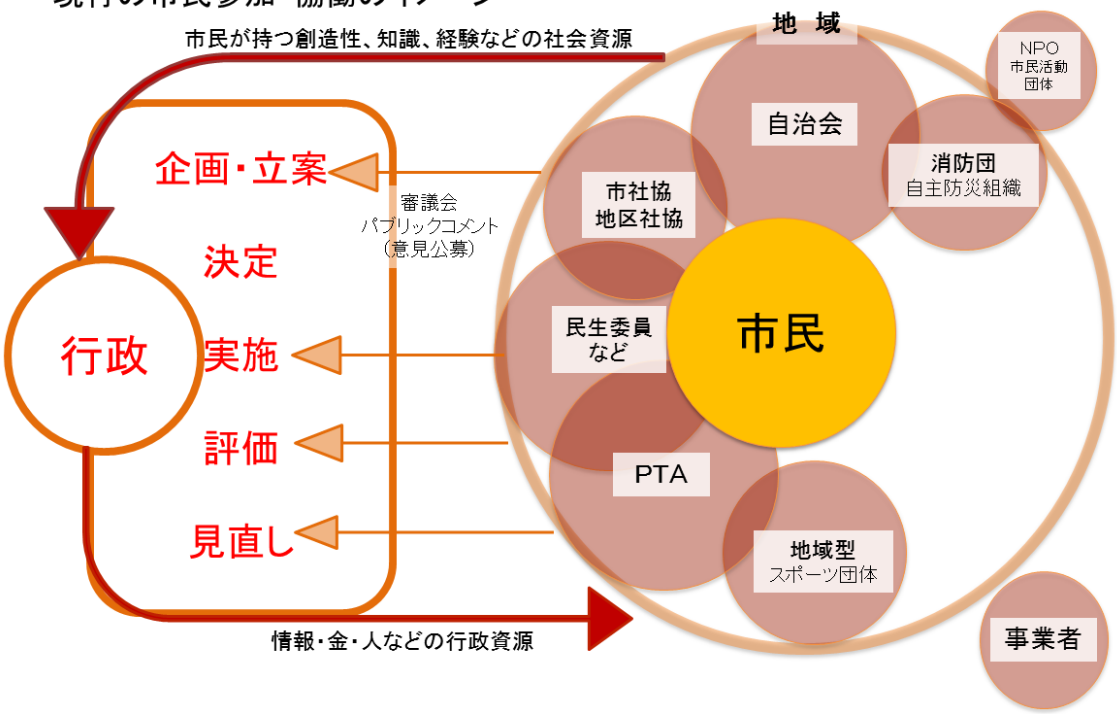

将来の市民参加・協働のイメージ

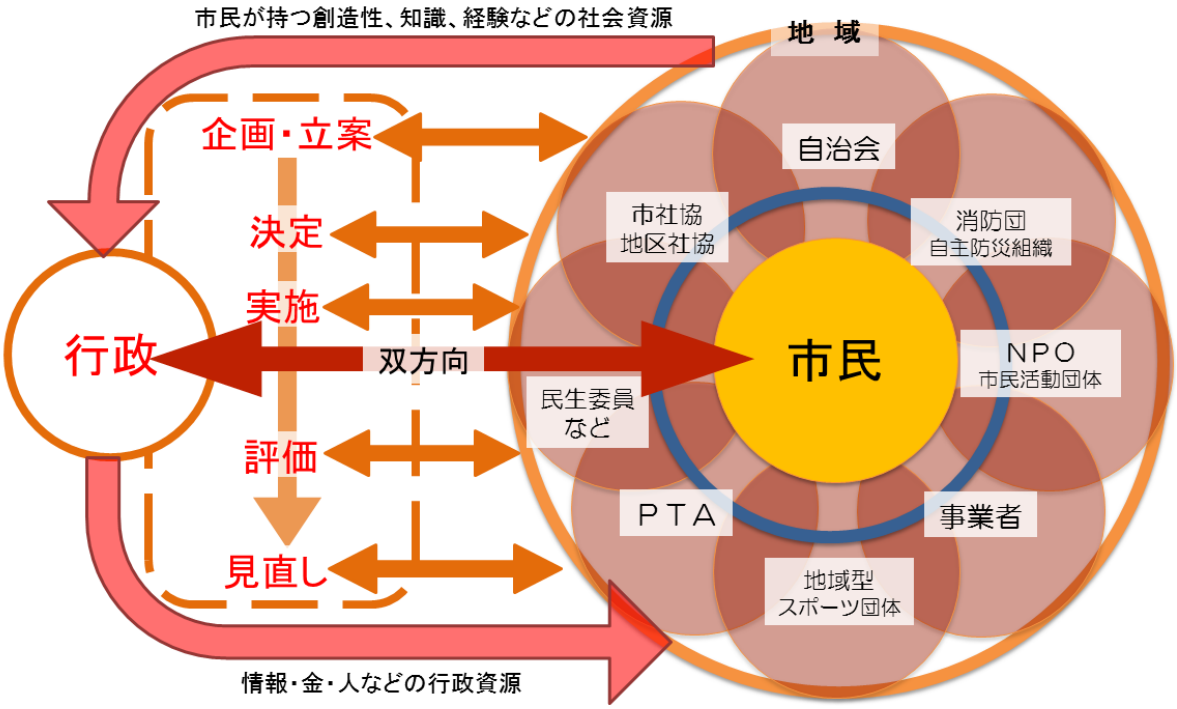

2．白井市が目指す市民参加・協働とは

（１）市民参加・協働の定義

白井市では、白井市市民参加条例により、市民参加・協働を以下のとおり定義しています。

市民参加・協働のいずれについても、市民と市が、お互いの意見や対話を通じて、それぞれの役割を認め合い、お互いの良いところを活かしながら、共通の目的である課題解決（まちづくり）に向けて、協力する関係であるとしています。

> **市民参加**
> 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
>
> **連携・協働**
> 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。
>
> （白井市市民参加条例）

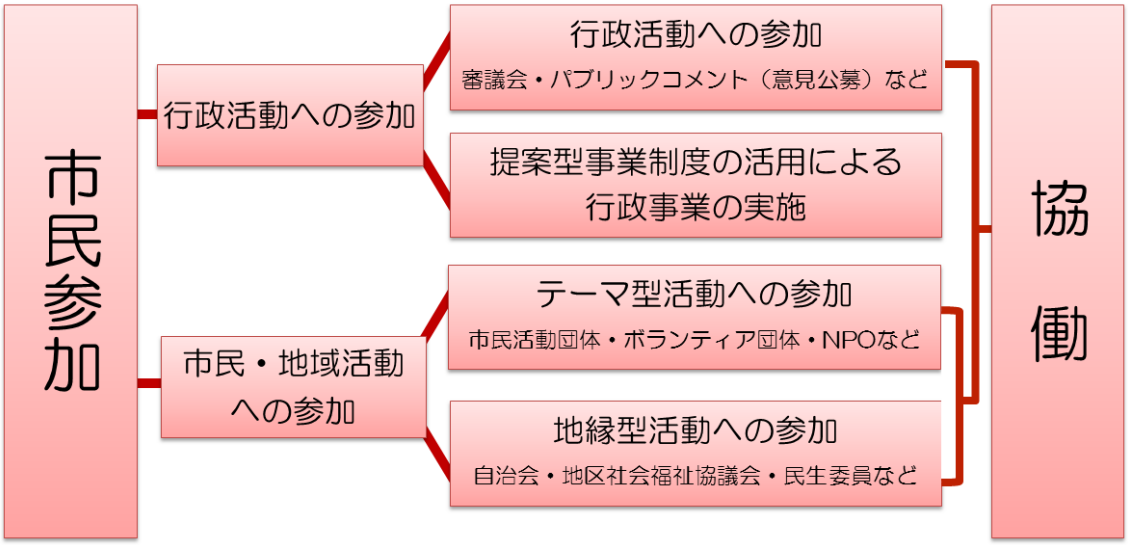

（２）協働の領域

市民の多様なニーズに対し効果的な公共サービスを提供するには、市民と行政の役割分担が必要です。

公共サービスには、市が単独で施策・事業などを実施しているAのような行政の領域、事業者や市民活動団体が、社会性・公共性を持つ活動を単独で実施しているEの領域のような市民自治、民営の領域、B～Dの領域のように市民と行政がお互いの役割分担と負担を協議して協働する領域があります。

協働には様々な段階があり、行政の関与の程度や負担の割合も多様ですので、市民と行政で多くの市民参加・協働を重ねて実施や検証を行いながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要があります。

市が市民参加・協働により目指すのは、市が実施する事業をB～Dの活動領域に当てはめて、全ての事業を市民参加・協働で実施することではなく、市民と行政がお互いに協議を行ったうえで、どの活動領域で実施すれば、より良い公共サービスを、公共サービスの受け手であるその他の市民に供給することができるのか。という視点で双方が決定することが大切です。

また、環境や事業の進捗状況に併せて負担や市民参加・協働の領域についても段階的に変化するように相互の議論と対話が必要です。

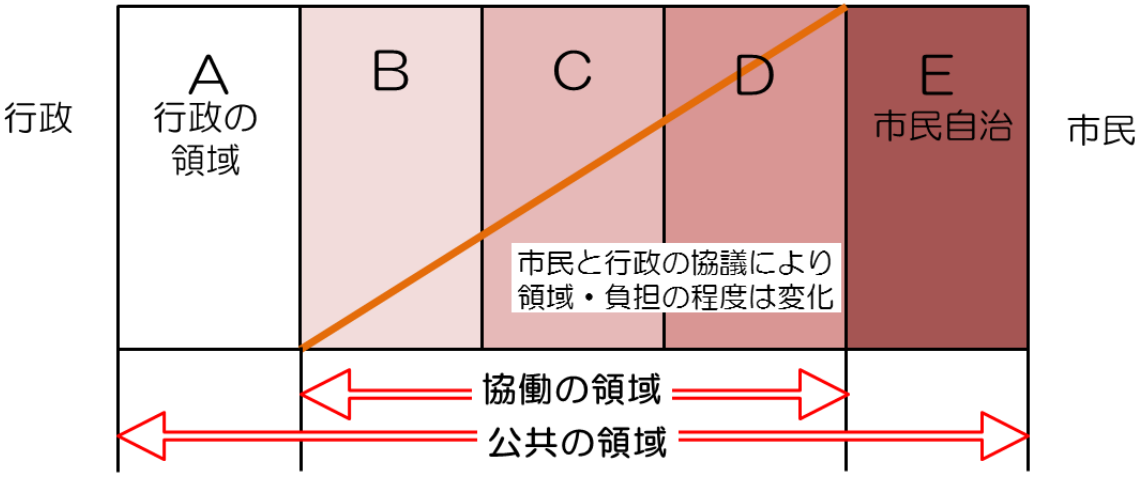

出典：山岡義典（日本NPOセンター代表理事）作成の図を事務局が加筆

Ａ：白井市の責任と主体性により独自に事業を行う領域
Ｂ：白井市が主体性を持って行い、市民等が参加・協力して事業を行う領域
Ｃ：双方がお互いの特性を活かし、協力し合いながら事業を行う領域
Ｄ：市民等の主体性をもとに白井市が協力して事業を行う領域
Ｅ：市民等が自発的に責任を持って独自に事業を行う領域

白井市が目指す市民と行政の協働では、市民と行政の話し合いによって、市民と行政お互いが、協働のやり方・負担を決定します。
協働のやり方・負担は、その都度、お互いに話し合って決定します。

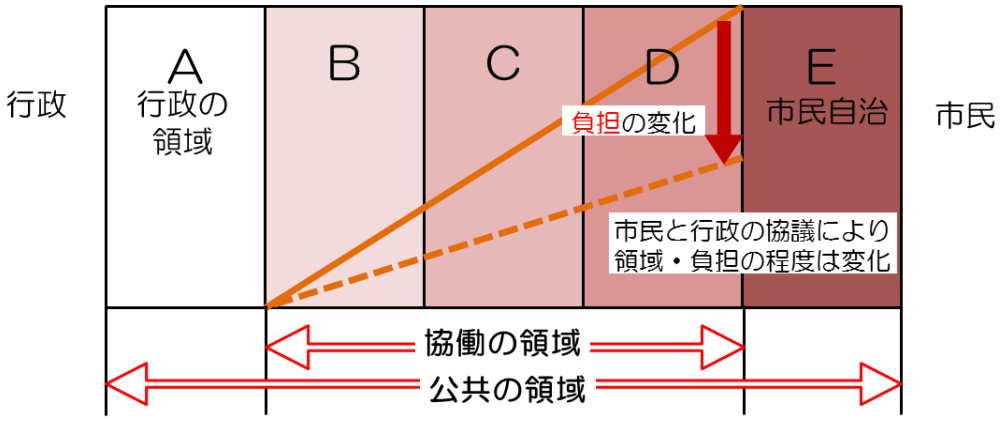

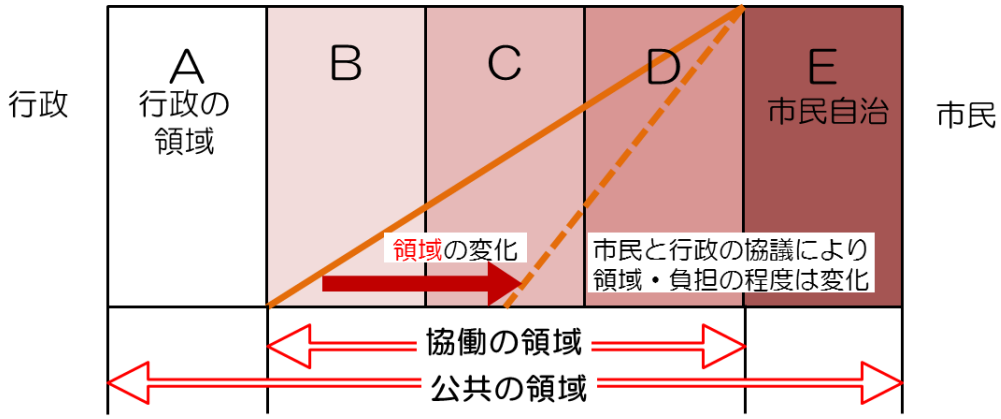

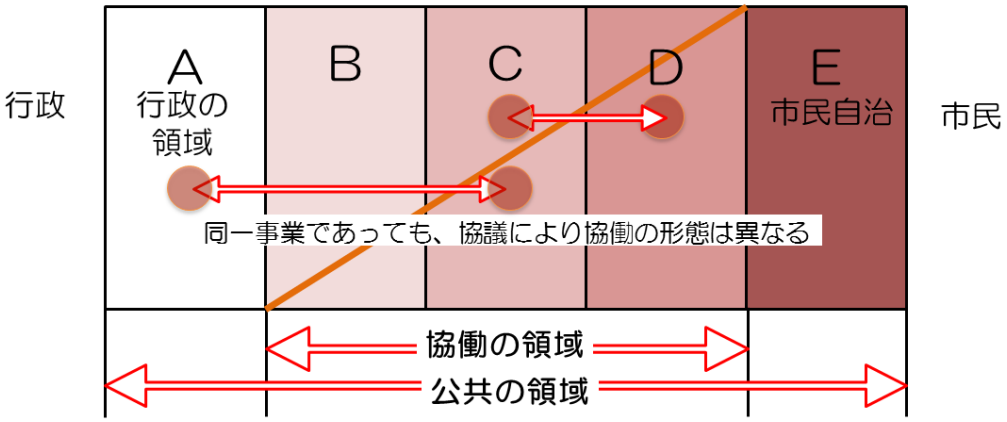

白井市の事例紹介

※行政単独で実施していたものが、補助金の交付により協働で実施するようになった。
（A→C）

※EM白井野菜の会による環境学習（関係課：教育委員会・市民活動支援課・環境課）
市民活動団体が自主事業として学校と協働で実施していたものに、市が補助金を支出することで、学校以外に市とも協働で実施するようになった事業。（E→D）

※行政の事務の一部を市民が担っていたが、実施を進めるにあたり、自ら企画し実施するようになった。（A→C→E）

※日本ブルキナファソ友好協会による白井第一小学校の総合学習における環境・国際事業
（現地のお米のネリカ米の畑作と大使との交流会）
【同一事業における負担の割合、役割の変化の事例】
教育委員会との協働→市民活動支援課の補助金→教育委員会の助成

（３）市民参加・協働に適した分野や事業の洗い出し

白井市においては、福祉や環境、防災などが、主な市民参加・協働において効果的である分野として考えられ、実践していましたが、それ以外の数多くの市の事業において実現可能です。

協働が可能な分野については、市民と行政がお互いの資源や環境をもとに協議を行い、徐々に拡大していくことを目指します。

※市民参加がどのように分野や事業に活きるのか、具体的な事業を例示

	事業の分類	具体例
１	コミュニティの形成や醸成が期待でき、市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等の公共施設の管理運営など。
２	市民が相互に支え合う、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	地域の環境美化活動、高齢者支援事業など。
３	特定分野の専門性など、市民等の特性が十分に発揮され、市との異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、計画策定事業、調査研究事業など。
４	地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	地域防犯・防災事業、障害者福祉事業、子育て推進事業、コミュニティ施設等の管理・運営など。
５	状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアコーディネート事業
６	今まで、市が取り組んだことのない先駆的な事業	

（４）市民参加・協働の形態

白井市では、様々なまちづくりの主体と行政が行う協働形態は、次に掲げるものを考えています。

市民参加・協働を行う場合、お互いの立場を尊重し、対等な関係で議論を行うとともに、建設的な意見を可能な範囲で事業に反映できるよう工夫し、信頼関係を築いていくことが各形態に共通して重要です。

どの協働形態で実施するのが適切かを判断するためには、その事業の内容や趣旨を協働の主体同士が双方でよく確認しながら、どのような取り組みがより効果的かつ合理的なのかを総合的に判断し、最も効果が期待できる方法を選択することが必要です。

以下に市民参加・協働における事例を示します。

協働の写真など

市民参加・協働の形態

	内　容	市の該当事業	パートナー
事業委託（協働型）	市が責任をもって担うべき事業を市民の特性を活かし、より効果的に実施するため市民活動団体などに委託します。	・公園緑地等の住民管理事業 ・フラワー街道花の維持管理事業など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体
事業補助	市民活動団体などが行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現します。	・市民自治組織活動補助金 ・地区コミュニティ活動補助金	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体
共　　催	市民活動団体などと市が共に主催者となって事業を行います。	・児童館事業など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者
後　　援	市民が実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行います。	・環境学習事業など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
事業協力	市民と市がお互いの特性を活かし一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施します。	・市民との協働 パソコン講座事業 など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
アダプト制度	市民活動団体などが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行います。	・白井友の会【自治会】 ・アダプト 530 【市民活動団体】 ・(株)ホーマック【法人】	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者
政策提言	市民が持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れます。	・市民参加推進会議 ・総合計画審議会　など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
情報交換・情報提供	市民と市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用します。	・防犯対策事業 ・児童虐待防止ネットワーク会議 など	・自治会 ・地区社協 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
実行委員会	市民と市が実行委員会や協議会を構成し連携して実施します。	・ふるさとまつり ・梨マラソン大会 ・スポーツフェスタなど	・自治会 ・市民活動団体 ・事業者 ・市民個人
提案型事業制度	市が、市民活動団体などからの公益性の高い事業の提案及び団体の立上について、協働の観点から補助を行うもの		・市民活動団体

提案型公共サービス民営化事業	市が公表した全事業について、事業者、市民活動団体などから受託提案を受け、市がコストとサービスの観点から対象事業を選択し、事業を民営化します。	アウトソーシング計画を策定予定	• 自治会 • 市民活動団体 • 事業者
指定管理者制度	市が所有する公の施設の管理・運営を、コストとサービスの観点から、事業者、市民活動団体などに一体的に代行させる制度です。	•	• 自治会 • 市民活動団体 • 事業者
事業委託	市の事業について、コストとサービスの観点から業務を事業者などに委託します。	• 公園管理委託 • •	• 自治会 • 事業者 • 市民活動団体
審議会	市が、条例などにより、複数の市民で構成する機関。審議内容等について、審議・検討の中で、市民から様々な視点の意見を直接聴取します。		• 自治会 • 地区社協 • 市民活動団体 • 事業者 • 市民個人
パブリックコメント（意見公募）	市が、市民に情報を提供したえうで、市民の都合にあわせて、課題や問題についての指摘・意見を聴取します。		• 市民個人
アンケート	市が、アンケート調査により、多くの市民から意見の方向性を聴取します。 市は、実施予定の公表と結果の公表を行います。		• 自治会 • 市民活動団体 • 事業者 • 市民個人
意見交換会	市が、市民と行政の対等な立場で議論を行い、市民同士の自由な意見交換の中から多様な意見を導き出します。		• 自治会 • 地区社協 • 市民活動団体 • 事業者 • 市民個人
ワークショップ	市が、市民の自由闊達な発想により抽出された施策に関する課題・問題点の全体共有を意見として聴取します。		• 自治会 • 地区社協 • 市民活動団体 • 事業者 • 市民個人
住民投票	市が、実施する非常に重要施策の決定について市民の意思を表明する機会を設定するもので、市民の意思を直接確認します。		• 市民個人
市民討議会（無作為抽出）	市が、無作為抽出による市民一般について、情報を提供したうえで、市民が議論した結果を聴取します。		• 市民個人

３．協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割

（１）市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりが、まちづくりの主役であり、様々な協働の主体の原動力です。このプランでは、市民参加条例に基づき「市民」を市内に居住している人をはじめとして、市内で働く人や学んでいる人、公共的・公益的な活動をしている人、市の活動に利害関係を有する人全てを含めて「市民」としています。

市民は、地域社会へ関心を持ち、市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、地域活動や市民活動に参加又は協力していくよう努めます。

こうした市民の主体的な参加や活動を通して、協働によるまちづくりを支えていきます。

（２）地域型コミュニティの役割

地域型コミュニティとは、自治会や町会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、消防団、ＰＴＡ、高齢者クラブなどの地縁型活動に基づき、自主的に参加した住民の総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集団のことです。

住民の生活に密着した地域型コミュニティは、住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合うコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。

また、地域活動を活性化させるためには、女性や若年層の参加、世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。

（３）市民活動団体（ボランティア団体、ＮＰＯ）の役割

ＮＰＯなどの市民活動団体は、自らの社会的使命の実現のために、その活動を充実させ、積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努めるとともに、社会や地域に貢献したいと願う市民に自己実現の場や社会参加の機会を提供することにより、市民活動の推進・拡大を図る必要があります。

また、その活動を活性化・本格化させていくために、組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上など、自立して活動を継続していくための取り組みも必要となります。

さらに、地域課題や社会課題の解決の担い手として、その専門性等を生かして、地域コミュニティや行政等と協力・連携し、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

（４）事業者の役割

事業者は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として、共に公共を担う「市民」としての役割があると考えられます。

事業者は、自らが社会貢献活動（CSR）を通じて積極的にまちづくりに参加することもありますし、従業員等に地域活動や市民活動に参加しやすい環境をつくったり、活動に対して助成や寄付、物的な支援を行ったり、専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開することが考えられます。

地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図りながら、地域コミュニティ活動や市民活動への参加や側面的な支援を行うなどの社会貢献活動を通じて協力することによって、協働によるまちづくりの推進に寄与します。

今後、事業者は、地域社会を支える公共の担い手としての役割が増してくることが予想されます。

（５）市の役割

市は、市民参加・協働によるまちづくりに積極的に取り組むこととし、市の事業について広く情報を発信し、市民、市民活動団体、事業者の意見を聴き、行政への参加を促進します。

また、市民、市民活動団体、事業者の社会貢献活動を促進するため、市民が活動しやすい基盤・しくみを整備します。

職員の意識改革を図り、各課において市民参加・協働の事業が展開できるよう事業内容を見直すとともに、市民参加・協働のコーディネーターとして市民、市民活動団体、事業者の活動を支援していきます。

【参考資料】

アンケートの詳細

① 健康に関するアンケート調査

健康に関するアンケート調査
調査地域：白井市全域
調査対象：白井市在住の 20 歳以上の男女 2,000 人
抽出方法：平成 20 年 11 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査時期：平成 20 年 11 月 14 日～12 月３日
実施主体：白井市
回収状況：回収数（回収率）1,220（61.0%）

② 第 12 回住民意識調査（抜粋）

第 12 回住民意識調査
調査地域：白井市全域
調査対象：白井市在住の 18 歳以上の男女 2,500 人
抽出方法：平成 21 年 6 月 1 日現在の住民基本台帳・住民登録原票から無作為抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査時期：平成 21 年６月 20 日～7 月７日
実施主体：白井市
回収状況：回収数（回収率）1,358（54.3%）

③ 第５期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査（抜粋）

第５期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査
調査地域：白井市全域
調査対象：白井市在住の 40 歳以上 65 歳未満の男女 2,000 人
抽出方法：平成 23 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳・住民登録原票から無作為抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査時期：平成 23 年１月 31 日～2 月 18 日
実施主体：白井市
回収状況：回収数（回収率）1,225（61.7%）

① 健康に関するアンケート調査

健康に関するアンケート調査
調査地域：白井市全域
調査対象：白井市在住の 20 歳以上の男女 2,000 人
抽出方法：平成 20 年 11 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査時期：平成 20 年 11 月 14 日～12 月３日
実施主体：白井市
回収状況：回収数（回収率）1,220（61.0%）

しろい健康プランの策定にあたり、20 歳以上の男女 2,000 人を対象に実施した「健康に関するアンケート調査（平成 20 年 11 月)」の結果から、次のような実態を把握できます。

【地域活動の状況について】

あなたは、白井市内で次のような活動をしていますか。（それぞれ○は１つ）

＜図表６－７＞地域活動の状況

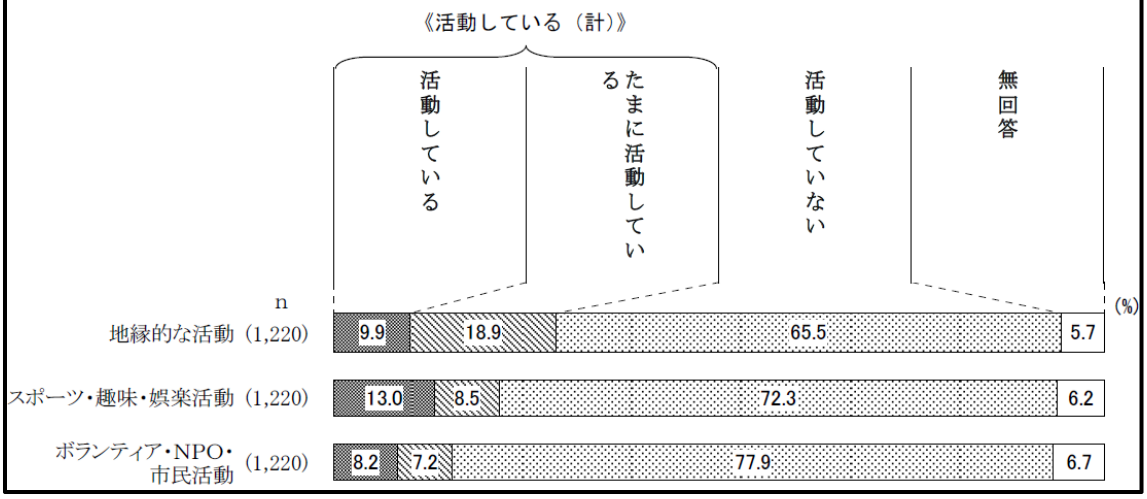

地域活動の状況は、いずれも「活動していない」が高く、中でも、ボランティア・NPO・市民活動は、77.9%となっている。

一方、「活動している」と「たまに活動している」を合わせ活動している人は、地縁的な活動が 28.8%で高く、スポーツ・趣味・娯楽活動が 21.5%、ボランティア・NPO・市民活動が 15.4%となっている。

性／年齢別でみると、地域活動について「活動している」「たまに活動している」を合わると、男性の 70 歳以上と女性の 40 歳～49 歳で約４割と高くなっている。一方、「活動していない」は、男性の 20 歳～39 歳で約９割、女性の 20 歳～29 歳で８割台半ばと高い。

また、ボランティア・NPO・市民活動においては、性別では、特に大きな違いはみられないが、「活動している」「たまに活動している」を合わると、男性の 70 歳以上、女性の 60 歳～69 歳、男性の 40 歳～49 歳は比較的高く２割を超える。一方、「活動していない」は、女性の 20 歳～29 歳で９割を超え、男性の 30 歳～39 歳で約９割と高い。

＜図表６－８＞地縁的な活動≪性別・性／年齢別≫

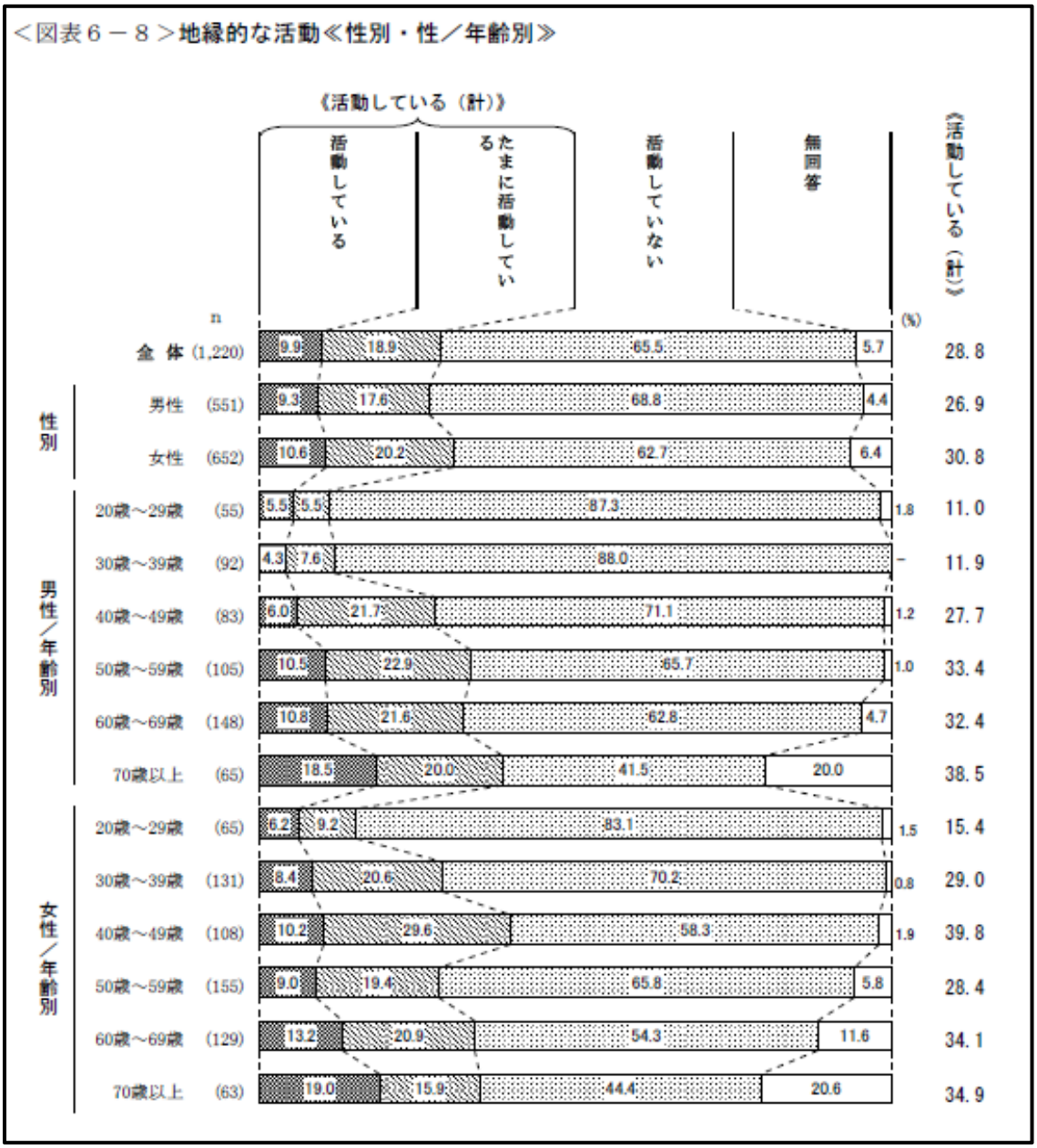

＜図表６－10＞スポーツ・趣味・娯楽活動≪性別・性／年齢別≫

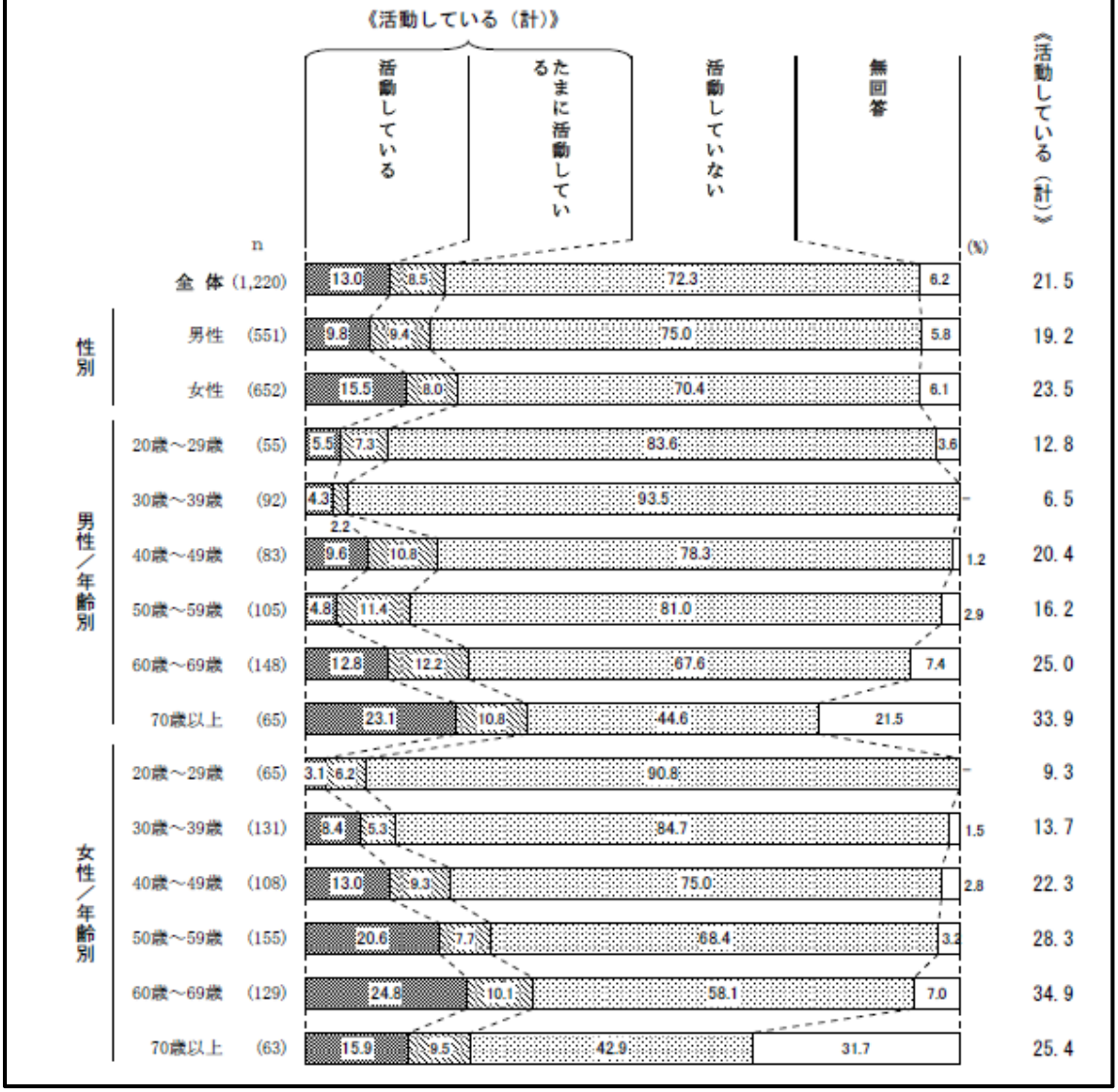

＜図表 6 －12＞ボランティア・ＮＰＯ・市民活動≪性別・性／年齢別≫

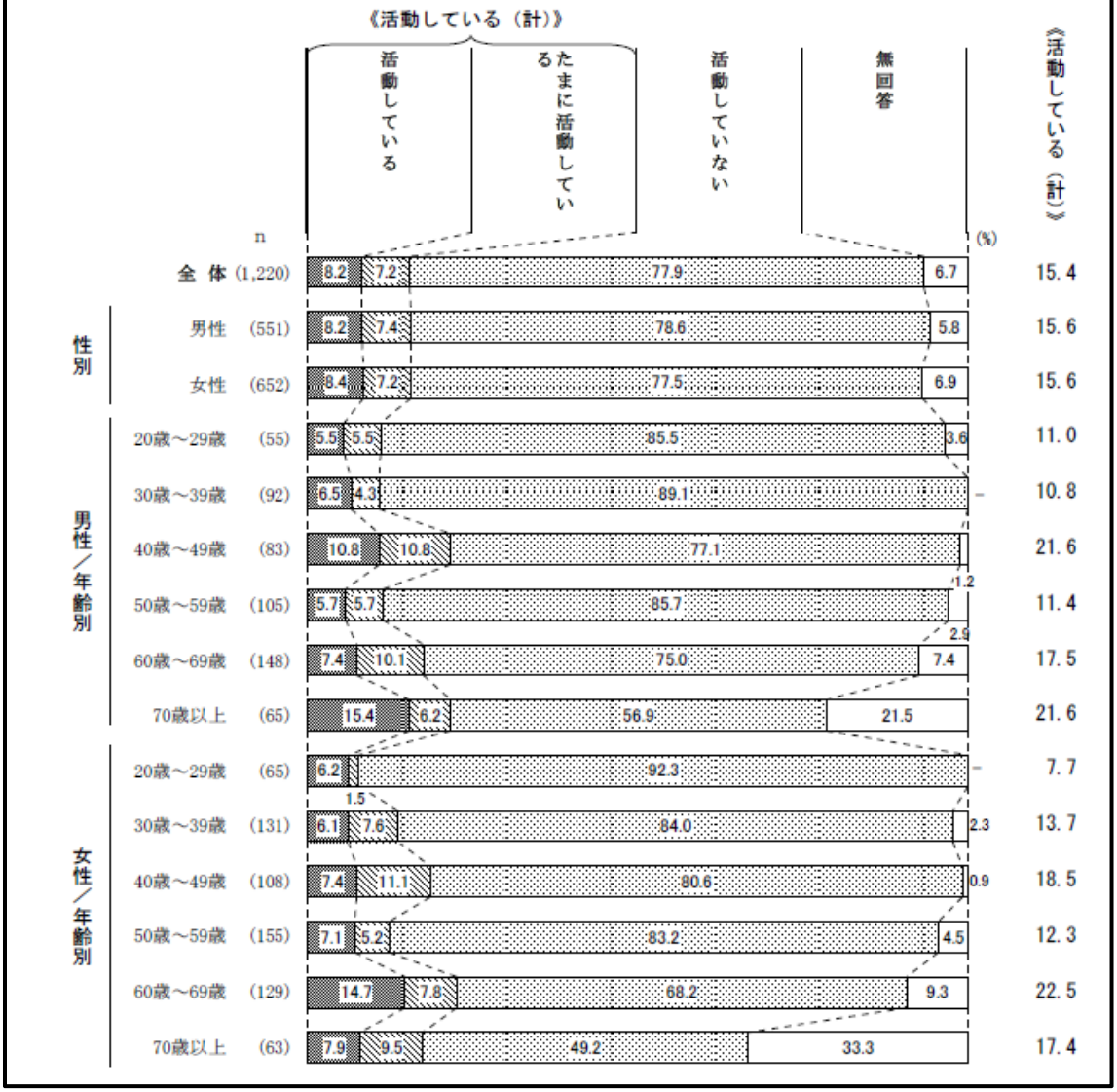

【地域の取り組みに関する考え方について】

市民が心身ともに健康で充実した生活を送っていくために、次の事柄についてどのように思いますか。（それぞれ○は１つ）

＜図表６－14＞地域の取り組みに関する考え方

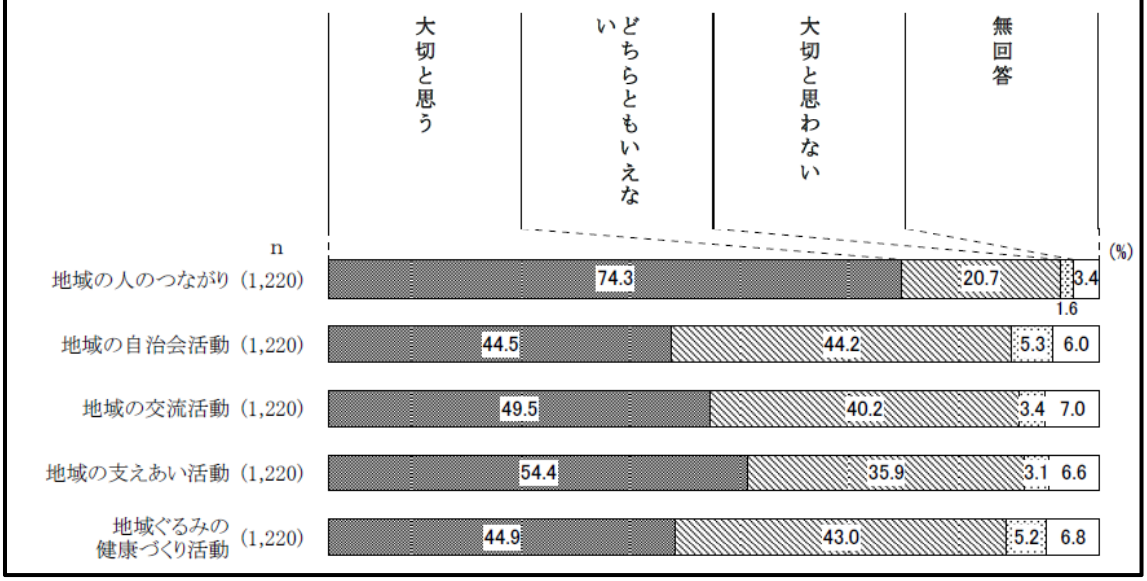

地域の取り組みに関する考え方で、「大切と思う」は、地域の人のつながりが 74.3％で最も高く、次いで、地域の支えあい活動が54.4％となっている。

② 第 12 回住民意識調査（抜粋）

第 12 回住民意識調査
調査地域：白井市全域
調査対象：白井市在住の 18 歳以上の男女 2,500 人
抽出方法：平成 21 年 6 月 1 日現在の住民基本台帳・住民登録原票から無作為抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査時期：平成 21 年 6 月 20 日～7 月 7 日
実施主体：白井市
回収状況：回収数（回収率）1,358（54.3%）

第 4 次総合計画後期基本計画の策定にあたり、20 歳以上の男女 2,500 人を対象に実施した「住民意識調査（平成 21 年 6 月)」の結果から、次のような実態を把握できます。

【市民参加のまちづくりに必要な取り組みについて】

（1）市民参加のまちづくりに必要な取り組みについて

あなたは市で市民参加によるまちづくりをより一層進めるために何が必要だと思いますか。
次の中から３つまで選んで番号に○をつけてください。

（Ⅲ．資料編 108 ページ参照）

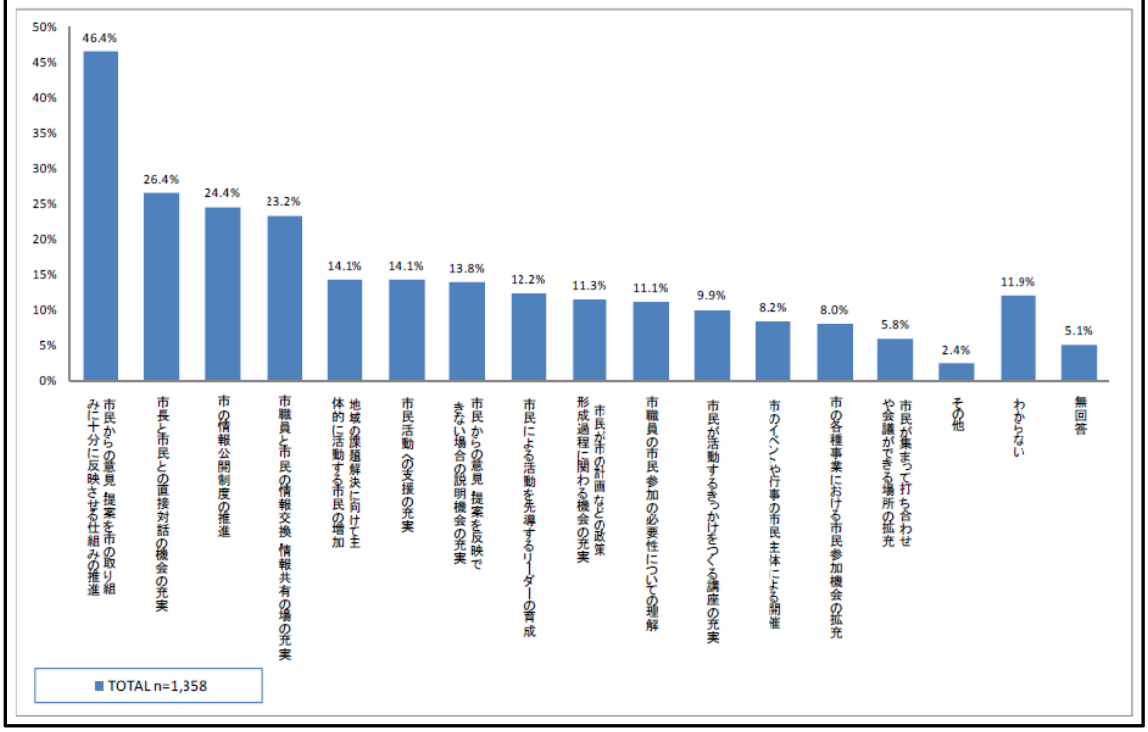

必要な取り組みとしては、「市民からの意見・提案を市の取り組みに十分に反映させる仕組みの推進」（46.4%）が最も高く、次に。「市長と市民との直接対話の機会の充実」（26.4%）、「市の情報公開制度の推進」（24.4%）、「市職員と市民の情報交換・情報共有の場の充実」（23.2%）となっている。

【市民活動の参加状況について】

あなたは、次のような活動に取り組んでいますか、取り組みたいと思いますか。また、その活動は市民と市役所のどちらが中心となって取り組むべきだと思いますか。それぞれ１つずつ選んで○をつけてください。

■市民活動の参加状況

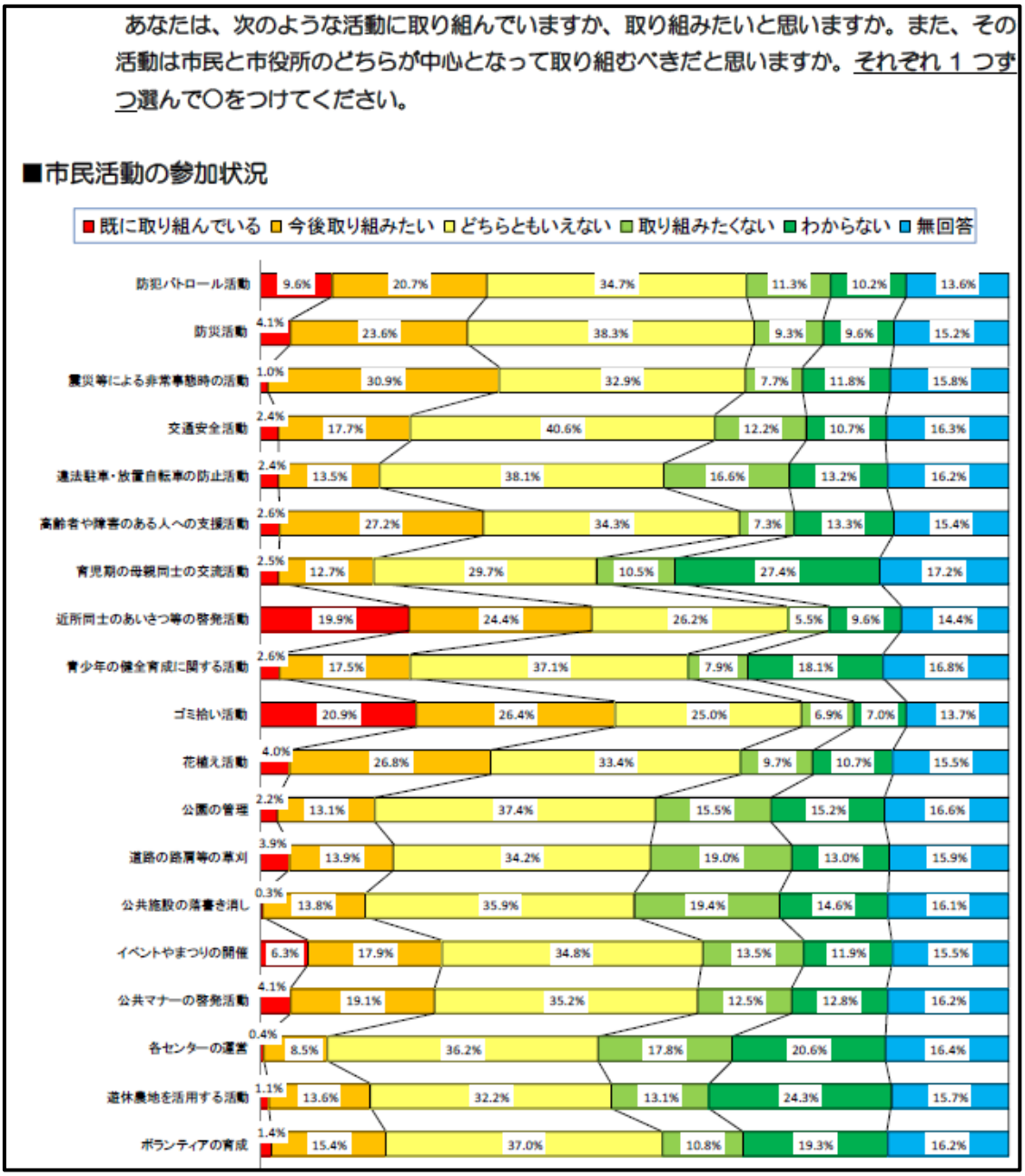

既に取り組んでいる活動として割合が高いものは、「ゴミ拾い運動」（20.9%）、「近所同士のあいさつ等の啓発活動」（19.9%）であり、今後取り組みたい活動として割合が高いものは、「震災等による非常事態時の活動」（30.9%）、「高齢者や障がいのある人への支援活動」（27.2%）である。また、取り組みたくない活動として割合が高いものは、「公共施設の落書き消し」（19.4%）、「道路の路肩等の草刈」（19.0%）となっている。

【市民活動の取り組み主体について】

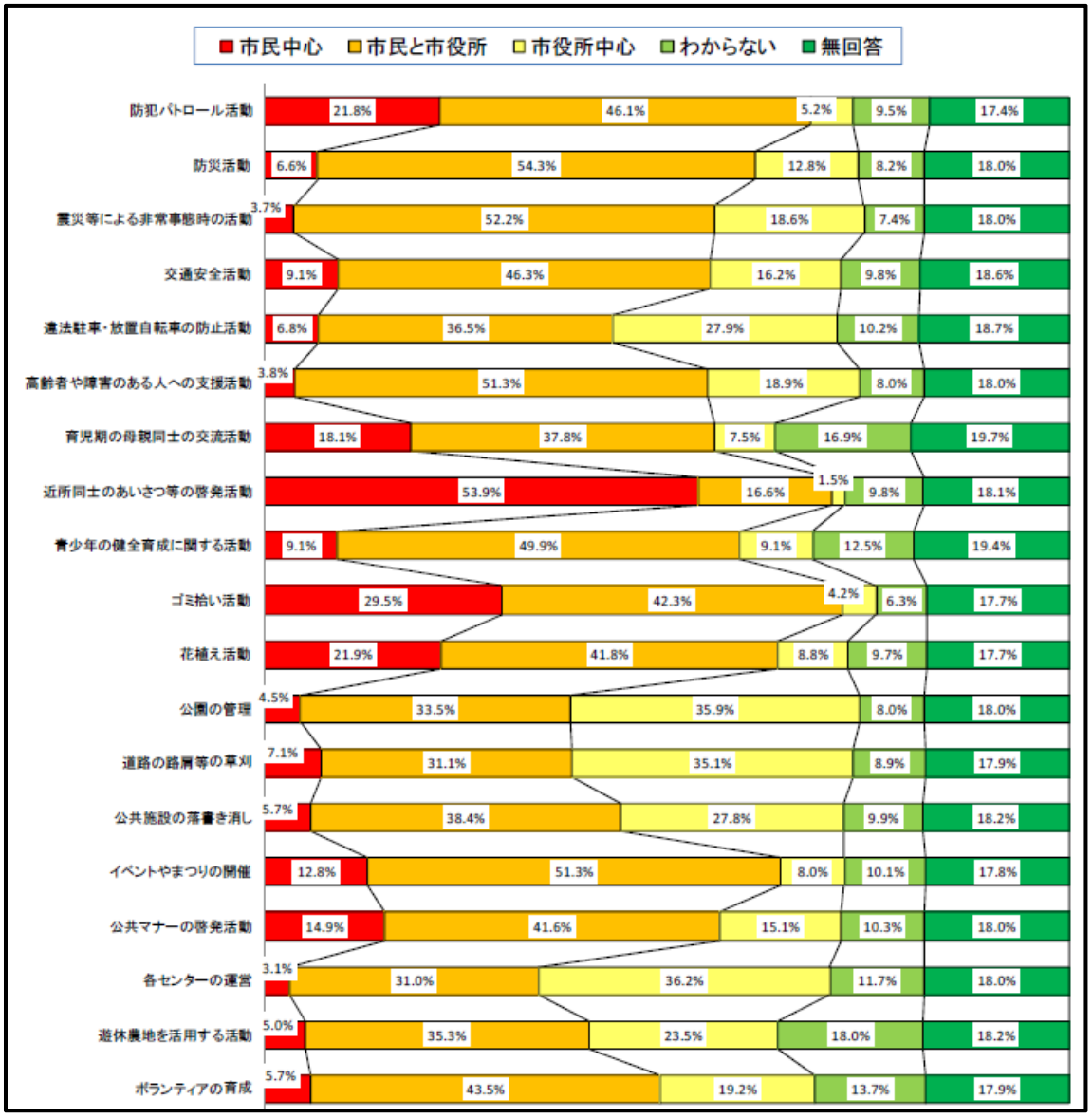

市民中心の活動として割合が高いものは、「近所同士のあいさつ等の啓発活動」（53.9%）、「ゴミ拾い活動」（29.5%）である。

一方、市役所中心の活動として割合が高いものは、「各センターの運営」（36.2%）、「公園の管理」（35.9%）である。

また、市民と市役所とが協働で取り組むべき活動として割合が高いものは、「防災活動」（５４．３%）、「震災等による非常事態時の活動」（52.2%）、「高齢者や障がいのある人への支援活動」（51.3%）となっている。

③ 第５期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査（抜粋）

第５期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査
調査地域：白井市全域
調査対象：白井市在住の 40 歳以上 65 歳未満の男女 2,000 人
抽出方法：平成 23 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳・住民登録原票から無作為抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査時期：平成 23 年 1 月 31 日～2 月 18 日
実施主体：白井市
回収状況：回収数（回収率）1,225（61.7%）

第 5 期高齢者福祉計画・介護保険計画策定にあたり、40 歳以上 65 歳未満の男女 2,000 人を対象に実施した「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査（平成 23 年 4 月)」の結果から、次のような実態を把握できる。

【参加状況】

問2_1　あなたの、団体活動への「ア.参加状況」についてうかがいます。①～⑩ごとに該当する番号に1つずつ○をつけてください。
【参加状況】

		1. 現在参加している	2. 参加したことがある	3. 参加したことはない	無回答	合計
①自治会活動	人数	267	569	328	61	1,225
	割合	21.8%	46.4%	26.8%	5.0%	100.0%
②PTA・子ども会・子どものスポーツクラブ活動	人数	121	548	474	82	1,225
	割合	9.9%	44.7%	38.7%	6.7%	100.0%
③経済団体（商工会、農協等）	人数	27	29	1082	87	1,225
	割合	2.2%	2.4%	88.3%	7.1%	100.0%
④消費者団体（生協等）	人数	185	179	770	91	1,225
	割合	15.1%	14.6%	62.9%	7.4%	100.0%
⑤市民活動（各種ボランティア、NPO等）	人数	83	156	909	77	1,225
	割合	6.8%	12.7%	74.2%	6.3%	100.0%
⑥人材バンク（学校学習支援、県熟練技能者等）	人数	2	35	1099	89	1,225
	割合	0.2%	2.9%	89.7%	7.3%	100.0%
⑦趣味のサークル活動	人数	172	267	711	75	1,225
	割合	14.0%	21.8%	58.0%	6.1%	100.0%
⑧スポーツ・レクリエーション活動	人数	154	299	699	73	1,225
	割合	12.6%	24.4%	57.1%	6.0%	100.0%
⑨健康づくりの活動	人数	62	190	891	82	1,225
	割合	5.1%	15.5%	72.7%	6.7%	100.0%
⑩その他	人数	15	5	248	957	1,225
	割合	1.2%	0.4%	20.2%	78.1%	100.0%

回答者の各種活動への参加状況で、それぞれ最も多い回答は次の通りです。
「自治会活動」は「参加したことがある」が 46.4%ですが、「現在参加している」は 21.8%に留まっています。
「ＰＴＡ・子ども会・子どものスポーツクラブ活動」は「参加したことがある」が 44.7%で最も多く、「参加したことはない」（38.7%）が僅かの差で続いています。
「経済団体（商工会、農協等）」以降の「消費者団体」「市民活動団体」は、すべて「参加したことはない」が最も多くなっています。
また、全体の回答傾向と地域での回答傾向は一致しており、差異はありませんでした。

【今後の参加意向】

あなたの、団体活動への「イ.今後の参加意向」についてうかがいます。①～⑩ごとに該当する番号に1つずつ○をつけてください。
【今後の参加意向】

		1. 参加したい	2. 参加したいと思わない	3. わからない	無回答	合計
①自治会活動	人数	398	265	438	124	1,225
	割合	32.5%	21.6%	35.8%	10.1%	100.0%
②PTA・子ども会・子どものスポーツクラブ活動	人数	180	475	435	135	1,225
	割合	14.7%	38.8%	35.5%	11.0%	100.0%
③経済団体(商工会、農協等)	人数	57	575	466	127	1,225
	割合	4.7%	46.9%	38.0%	10.4%	100.0%
④消費者団体(生協等)	人数	202	465	433	125	1,225
	割合	16.5%	38.0%	35.3%	10.2%	100.0%
⑤市民活動(各種ボランティア、NPO等)	人数	362	235	515	113	1,225
	割合	29.6%	19.2%	42.0%	9.2%	100.0%
⑥人材バンク(学校学習支援、県熟練技能者等)	人数	200	352	552	121	1,225
	割合	16.3%	28.7%	45.1%	9.9%	100.0%
⑦趣味のサークル活動	人数	569	168	376	112	1,225
	割合	46.4%	13.7%	30.7%	9.1%	100.0%
⑧スポーツ・レクリエーション活動	人数	540	185	394	106	1,225
	割合	44.1%	15.1%	32.2%	8.7%	100.0%
⑨健康づくりの活動	人数	551	155	412	107	1,225
	割合	45.0%	12.7%	33.6%	8.7%	100.0%
⑩その他	人数	17	59	191	958	1,225
	割合	1.4%	4.8%	15.6%	78.2%	100.0%

各種活動への今後の参加意向は、「趣味のサークル活動」（46.4%）、「スポーツ・レクリエーション活動」（44.1%）、「健康づくりの活動」（45.0%）で「参加したい」が最も多くなっています。
「参加したいと思わない」が多かったのは、「ＰＴＡ・子ども会・子どものスポーツクラブ活動」（38.8%）、「経済団体（商工会、農協等）」（46.9%）、「消費者団体（生協等）」（38.0%）です。
「わからない」が最も多かったのは、「自治会活動」（35.8%）、「市民活動（各種ボランティア、ＮＰＯ等）」（42.0%）、「人材バンク（学校学習支援、県熟練技能者等）」（45.1%）となっています。

【高齢になったら参加したいと思っている地域活動】

地域における次のような活動のうち、あなたが高齢になったら参加したいと思う活動はありますか。(○はいくつでも)

		人数	割合
$Q3	1. 近所づきあい	625	51.0%
	2. 防災・防犯・交通安全活動	276	22.5%
	3. 清掃・環境保全活動	309	25.2%
	4. 国際交流・国際貢献活動	146	11.9%
	5. 子育て支援活動	183	14.9%
	6. 子どもの学習支援・健全育成活動	158	12.9%
	7. 地域スポーツクラブ	314	25.6%
	8. 料理や家事の教室	281	22.9%
	9. 健康づくり講座	545	44.5%
	10. 文化教養講座	445	36.3%
	11. 高齢者どうしの交流活動	337	27.5%
	12. 地域の祭りや文化の伝承活動	227	18.5%
	13. その他	20	1.6%
	14. 特にない	145	11.8%
	無回答	18	1.5%
合計		1,225	328.9%

「近所づきあい」が 51.0%と最も多く、次いで「健康づくり講座」が 44.5%、「文化教養講座」36.3%、「高齢者どうしの交流活動」27.5%、「地域スポーツクラブ」25.6%、「清掃・環境保全活動」25.2%、
「防災・防犯・交通安全活動」22.5%などが多くなっています。
全体の回答傾向と地域での回答傾向は一致しており、差異はありま